

平成 22 年 7 月 15 日

## 交通機関の臨時運休や気象警報発令下における授業について

京都府立須知高等学校

交通機関の臨時運休や気象警報発令下における臨時休業、また、交通機関の臨時運休や気象警報の解除による授業の取扱いについては、下記の通りとする。

### 記

#### 1 交通機関が不通または臨時運休の場合の取扱い

##### (1) JRバス(園部～桧山間)、JR嵯峨野線(京都～園部間)のいずれかが臨時運休の場合

…自宅待機

##### (2)臨時運休が解除された場合の取扱い

ア 午前 6:00までに運行再開 … 第1校時から平常授業

イ 午前 8:30 " … 第3校時から平常授業

ウ 午前10:10 " … 第5校時から平常授業

エ 午前10:10時点で運行が再開されていない場合 … 臨時休業

(3)他の交通機関の運休による欠席・遅刻については、事情確認の上判断する。

(4)交通機関を利用しない生徒についても、その日の日課は同様とする。

#### 2 気象警報が発令された場合の取扱い

##### (1)暴風警報が京都府全域、京都府南部、南丹・京丹波、京丹波町のいずれかに発令された場合

… 自宅待機

##### (2)警報発令が解除された場合の取扱い

ア 午前 6:00までに解除 … 第1校時から平常授業

イ 午前 8:30までに解除 … 第3校時から平常授業

ウ 午前10:10までに解除 … 第5校時から平常授業

エ 午前10:10時点で解除されていない場合……………臨時休業

(3)南丹・京丹波地域に暴風警報は発令されていないが、自分の居住エリアまたは通学経路に暴風警報が発令されている場合は、自宅待機とする。ただし、授業は行われているので、警報が解除され、安全が確認できた場合は上の(2)に準じ、登校する。

(自宅待機による遅れについては、遅刻扱いとしない。)

(4)校時中に警報が発令された場合は学校より指示する。

#### 3 回復措置について

上の1から2により臨時休業をした場合については、できるだけ早い時期に回復措置を講じるものとする。

**学校へ直接電話で問い合わせはしないこと。**